

一色地区産廃跡地問題地域会議 第1回会議

資料編



空から見た産廃跡地



◎名古屋市
愛知県
西尾市
○
N
豐橋市。
三河湾
市

産廃処分場予定地

愛知県旧一色町(現西尾市)が二〇一一年、町内の産業廃棄物処分場跡地で行われた土壤汚染調査の結果を第三者に秘密にするとの契約を、調査した三重県の産業者との間で結んでいたことが分かった。締結は西尾市との合併前日の三月三十一日。当時、汚染の詳細は分かっていなかつたが、その後、環境基準を超えた鉛などが検出された。市は秘密契約は問題だったとして近く市議会に経緯を説明する。

処分場跡地では、調査した産業者が新たに県内最大規模の最終処分場の建設計画を進めている。関係者によると、産業者は三月十四日にボーリング調査を実施した。調査結果は合併後の一年秋に市に報告され、環境基準値の倍の大規模の最終処分場の建設

最大九百倍以上の鉛や、四倍のダイオキシン類が検出されていました。

契約の存在は合併後も旧一色町職員の間で秘密にさ

れ、今年に入るまで市長らも内容を把握していなかった。契約は産業者からの通知で今年三月末に解消されたが、現在も市は結果を

旧一色町 合併前に結ぶ

土壤汚染 契約で秘密に

公表していない。

一年秋に業者から報告を受けた当時の市幹部らによると、一業者による任意の調査結果であり、法令上

が、跡地の浄化費を負担することと引き換えに、周辺も新たに掘削する最終処分場の建設を市に提案。市側は昨年9月の市議会で計画に前向きな姿勢を示していた。産業者による用地買収は2月中旬までに5割以上が進んでいる。計画では埋め立て面積53ヘクタール、容量は1000万立方メートル。

最近の学習指導要領の改定で、新聞を教材に取り入れた授業が学校現場に広が

斎藤孝・明大教授

の公表義務を負わないため公表は見送ったという。これに対し、三月末に新たな最終処分場建設反対の要望書を市に提出した一色地区内会長連絡協議会の田中敏治前会長は「一色町時代の調査結果とはいえ、公表されなかつたのは遺憾。地元は跡地問題の解決を望んでおり、早急に再調査をしてほしい」と話している。

ない」と秘密契約への関与を否定している。

新聞切り抜き



犬山祭が始まり、ちょうちんをともして城下町を巡行する車山=5日夜、愛知県犬山市で(中森麻未撮影)

表-4 浸出水(放流水質)に関する規制値と測定頻度

浸出水放流水質に関する規制は、基準省令において、基準値およびその保全のための測定頻度が設定されている。

| 項目 | 基準値 | 測定頻度 |
|---|--|--------|
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | 1回/年以上 |
| 水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L 以下 | 〃 |
| カドミウムおよびその化合物 | 0.1mg/L 以下 | 〃 |
| 鉛およびその化合物 | 0.1mg/L 以下 | 〃 |
| 有機燐化合物 | 1mg/L 以下 | 〃 |
| 六価クロム化合物 | 0.5mg/L 以下 | 〃 |
| 砒素およびその化合物 | 0.1mg/L 以下 | 〃 |
| シアノ化合物 | 1mg/L 以下 | 〃 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L 以下 | 〃 |
| トリクロロエチレン | 0.3mg/L 以下 | 〃 |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | 〃 |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L 以下 | 〃 |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L 以下 | 〃 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L 以下 | 〃 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.2mg/L 以下 | 〃 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L 以下 | 〃 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L 以下 | 〃 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L 以下 | 〃 |
| 1,3-ジクロロプロパン | 0.02mg/L 以下 | 〃 |
| チラム | 0.06mg/L 以下 | 〃 |
| シマジン | 0.03mg/L 以下 | 〃 |
| チオペンカルブ | 0.2mg/L 以下 | 〃 |
| ベンゼン | 0.1mg/L 以下 | 〃 |
| セレンおよびその化合物 | 0.1mg/L 以下 | 〃 |
| ほう素およびその化合物 ^{注1)} | 海域以外の公共用水域に排出: 10mg/L 以下、海域に排出: 230mg/L 以下 | 〃 |
| ふつ素およびその化合物 ^{注2)} | 海域以外の公共用水域に排出: 8mg/L 以下、海域に排出: 15mg/L 以下 | 〃 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物 ^{注3)} | 1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量 100mg 以下 | 〃 |
| 水素イオン濃度(pH) | 海域以外の公共用水域に排出: 5.8 以上～8.6 以下、海域に排出: 5.0 以上～9.0 以下 | 1回/月以上 |
| 生物化学的酸素要求量(BOD) | 60mg/L 以下 | 〃 |
| 化学的酸素要求量(COD) | 90mg/L 以下 (海域および湖沼に適用) | 〃 |
| 浮遊物質量(SS) | 60mg/L 以下 | 〃 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) | 5.0mg/L 以下 | 1回/年以上 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) | 30mg/L 以下 | 〃 |
| フェノール類含有量 | 5.0mg/L 以下 | 〃 |
| 銅含有量 | 3.0mg/L 以下 | 〃 |
| 亜鉛含有量 | 5.0mg/L 以下 | 〃 |
| 溶解性鉄含有量 | 10mg/L 以下 | 〃 |
| 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L 以下 | 〃 |
| クロム含有量 | 2.0mg/L 以下 | 〃 |
| 大腸菌群数 | 3,000 個/cm ³ ·d | 〃 |
| 窒素含有量 | 120(日間平均 60)mg/L 以下(海域または湖沼の規制地域に適用) | 〃 |
| 燐含有量 | 16(日間平均 8)mg/L 以下(海域または湖沼の規制地域に適用) | 〃 |
| ダイオキシン類 | 10pg-TEq/L 以下 | 〃 |

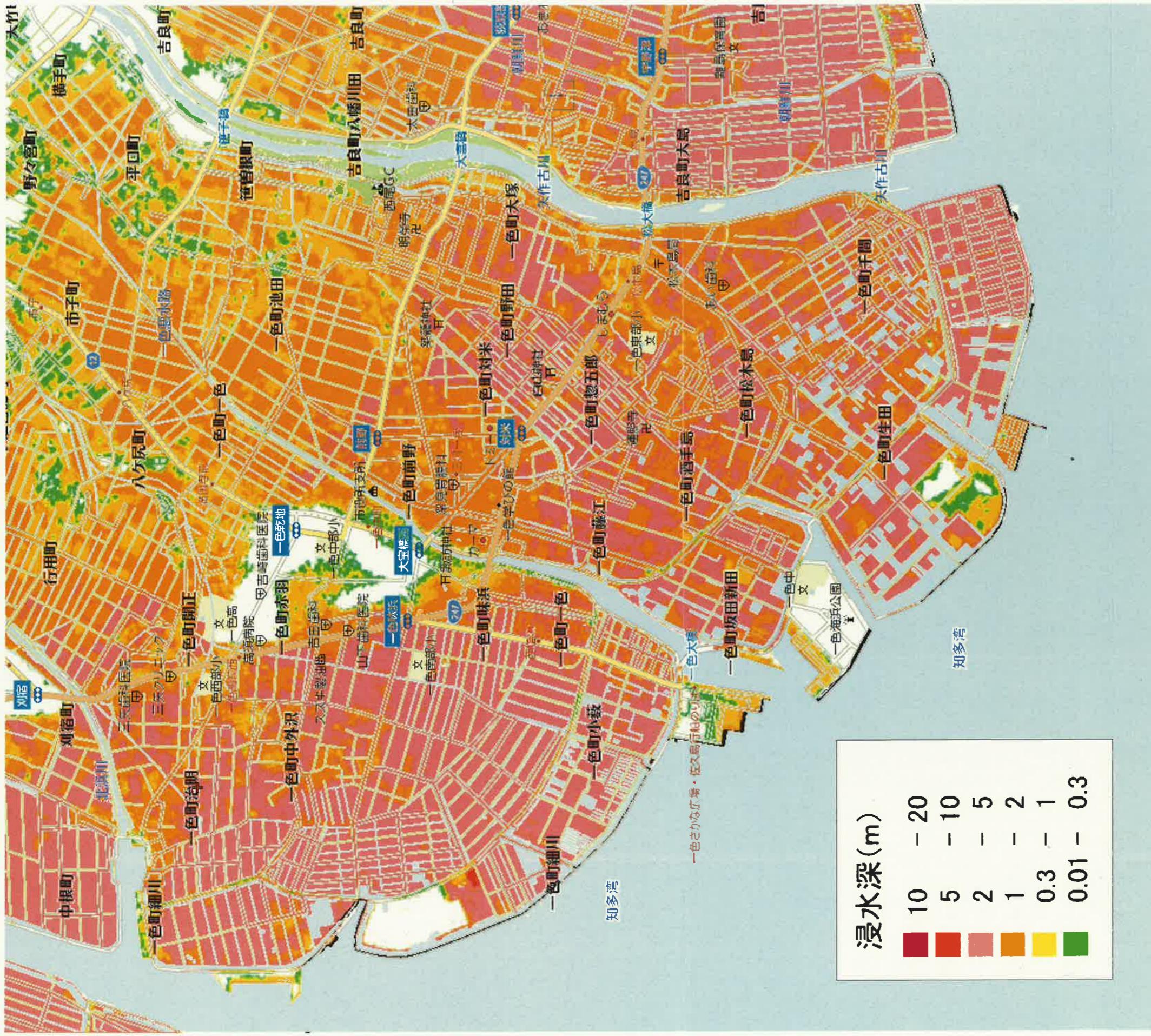
注1) 当面の間、海域以外の公共用水域に排出: 50mg/L 以下

注2) 当面の間、海域以外の公共用水域に排出: 15mg/L 以下

注3) 当面の間、1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量: 200mg/L 以下

一色地区津波最大浸水深の状況

別紙



愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（5月30日発表　過去地震最大モデル）

最大震度 7

最大津波高 4.4m

最短津波到達時間 53分後（津波高30cm）

人的被害（死者数） 西尾市 約1,800人（内訳：建物倒壊 約500人、浸水・津波 約1,200人、火災 約50人）

建物被害（全壊、焼失） 約15,000棟

愛知県防災学習システム
防災マップ

3: 浸水深マップを見る
Enterキーを押すと次のシナリオに進みます

シナリオが戻る
シナリオが進む

西尾市
縮尺: 約 1/18000
緯度 = 35 度 46 分 56 秒
経度 = 137 度 1 分 36 秒

浸水深マップ

© 2007 Aichi Prefecture All Right Reserved

建物削除シミュレーション
防災マップメニュー
地図の使い方

住所を登録して移動

地図

西尾市役所一色
支所一色中
一色港
知多湾

地図の中心位置は、**3.03m**と予測されています。
実際に発生する地震の震源の位置・大きさ等によって、実際の浸水深はこの予測と異なる場合がありますので、注意してください。

愛知県防災学習システム
防災マップ

2: 液状化マップを見る
Enterキーを押すと次のシナリオに進みます

シナリオ戻る
シナリオ進む→

西尾市 緩尺: 約 1/18000
緯度 = 35度45分59秒
経度 = 137度1分38秒

液状化マップ

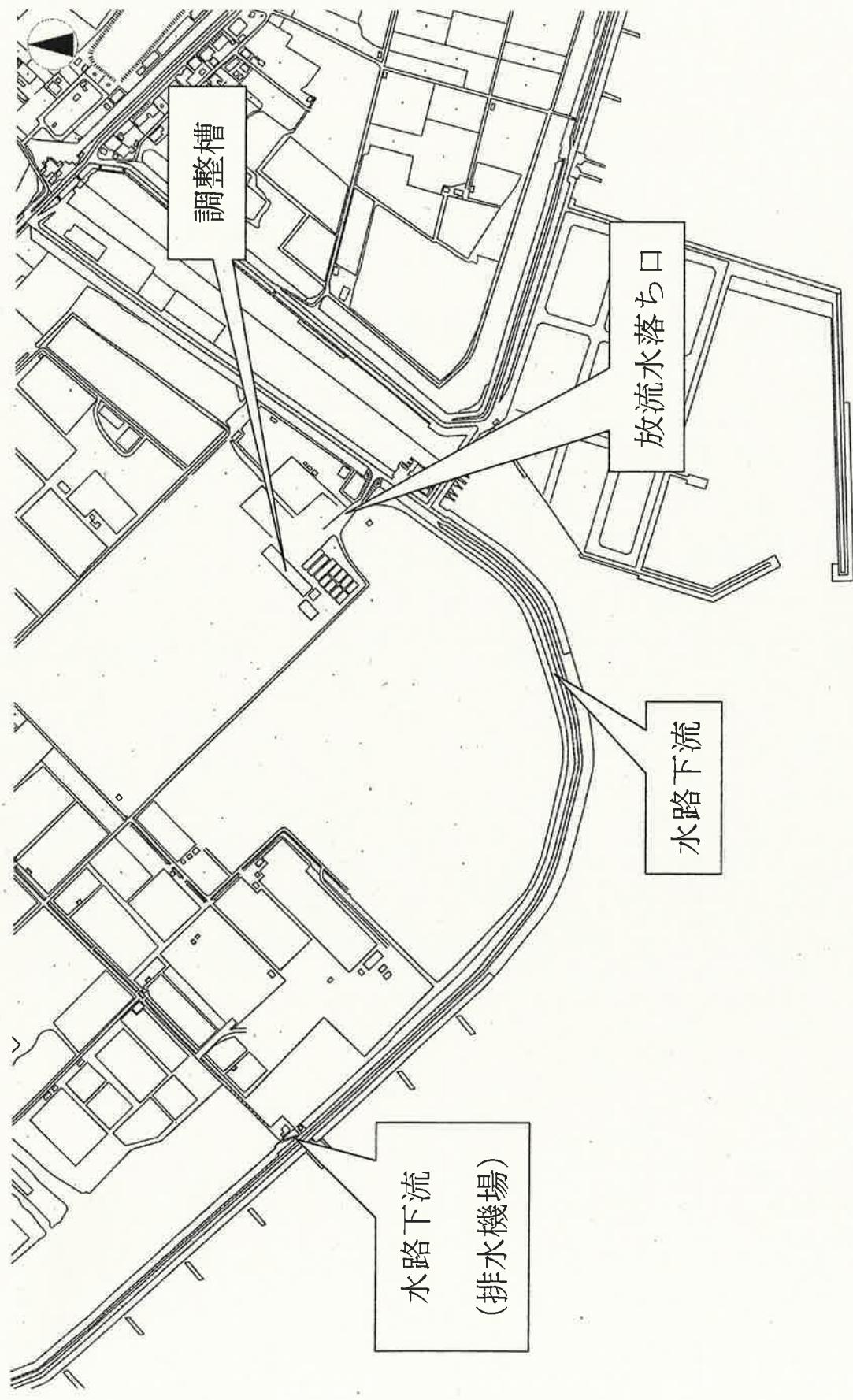
©2007 Aichi Prefecture All Right Reserved

地図の使い方

建物倒壊シミュレーション
住所を登録して移動確認

地図の中心付近の液状化危険度は極めて高いです。周りと比べて、安全でしょうか?
後で、この液状化危険度になる理由を考えます。

水質調査地点



三共資源工業跡地周辺水路底質土壤検査(西尾市実施分)

| 項目 | 単位 | 調査年度 | | | 基準値 |
|------------------|----------|---------|---------|---------|----------|
| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
| カドミウム及びその化合物 | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | 0.01 |
| シアノ化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 検出されないこと |
| 有機燐化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 検出されないこと |
| 鉛及びその化合物 | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | 0.001 |
| 六価クロム化合物 | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.01 | 0.05 |
| ヒ素及びその化合物 | mg/L | 0.001 | 0.001 | <0.005 | 0.01 |
| 水銀及びその化合物 | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.0005 |
| アルキル水銀化合物 | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 検出されないこと |
| フッ素及びその化合物 | mg/L | — | 0.45 | 0.10 | 0.8 |
| ジクロロメタン | mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | 0.02 |
| 四塩化炭素 | mg/L | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | 0.002 |
| 1, 2-ジクロロエタン | mg/L | <0.0004 | <0.0004 | <0.0004 | 0.004 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | 0.02 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | mg/L | <0.004 | <0.004 | <0.004 | 0.04 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.0005 | 1 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | mg/L | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | 0.006 |
| トリクロロエチレン | mg/L | <0.003 | <0.003 | <0.002 | 0.03 |
| テトラクロロエチレン | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.0005 | 0.01 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | mg/L | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | 0.002 |
| チラム | mg/L | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | 0.006 |
| シマジン | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | 0.003 |
| チオベンカルブ | mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | 0.02 |
| ベンゼン | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | 0.01 |
| セレン及びその化合物 | mg/L | <0.001 | 0.001 | <0.002 | 0.01 |
| ホウ素及びその化合物 | mg/L | 0.7 | <0.1 | 0.22 | 1 |
| ダイオキシン類 | pg-TEQ/g | 12 | 3.3 | 2.7 | 150 |

※1 数値前の「<」は定量下限値未満であることを示す。

2 基準値:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚染(水底の底質の汚染含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

3 基準値:底質土壤には基準値が定められていないため、参考に土壤の環境基準を示す。
「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

4 土壤採取場所:第3工区に隣接した水路(年度ごとに50mほど場所をずらして採取)

一色地区産業廃棄物最終処分場跡地問題協議会設置要綱

(目的)

第1条 西尾市一色町生田竹生新田地内において放置された産業廃棄物最終処分場跡地について、地域住民及び地場産業に与える影響を軽減するための方策について協議し、市としての方向性を示すため、一色地区産業廃棄物最終処分場跡地問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業廃棄物最終処分場跡地問題解決手法の検討に関すること。
- (2) 関係業者が示した構想に係る内容の検討に関すること。
- (3) その他前条の目的達成のため必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、副市長及び関係行政事務に係る各部長等で組織し、別表第1に掲げる協議員により構成する。

2 協議会には、会長及び副会長を置き、その職務については副市長が当たる。なお会長は、環境部を所管する副市長が当たるものとする。

3 会長は、協議会の会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第4条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、一色地区産廃跡地問題地域会議の識見者の中から会長が任命する。

3 顧問は、協議会において発言することができる。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第6条 協議員を補助し、具体的な検討を行うため、検討部会を置く。

2 検討部会は、別表第2に掲げる部会員により構成する。

3 検討部会には、部会長、副部会長を置く。

4 部会長は、環境保全課長が、副部会長には、ごみ減量課長が当たるものとする。

5 部会長は、検討部会において調査、検討した結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境部環境保全課が当たるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| |
|--------|
| 協議員 |
| 副市長 |
| 企画部長 |
| 総務部長 |
| 危機管理局長 |
| 地域振興部長 |
| 産業部長 |
| 環境部長 |
| 建設部長 |

別表第2（第6条関係）

| |
|--------------|
| 部会員 |
| 企画部 企画政策課長 |
| 総務部 資産経営課長 |
| 総務部 税務課長 |
| 危機管理局 危機管理課長 |
| 地域振興部 一色支所長 |
| 産業部 企業誘致課長 |
| 産業部 農林水産課長 |
| 環境部 環境保全課長 |
| 環境部 ごみ減量課長 |
| 建設部 土木課長 |
| 建設部 河川港湾課長 |
| 建設部 都市計画課長 |
| 建設部 建築課長 |

※各課において跡地問題に対応する主幹を含むものとする。

一色地区産業廃棄物最終処分場跡地問題協議会協議員名簿

| 職名 | 氏名 | |
|-----|--------|------|
| 会長 | 副市長 | 神谷祥 |
| 副会長 | 副市長 | 小島統一 |
| 協議員 | 企画部長 | 鴨下幸典 |
| " | 総務部長 | 渡辺裕介 |
| " | 危機管理局長 | 鈴木義宏 |
| " | 地域振興部長 | 長島幹城 |
| " | 産業部長 | 斎藤時彦 |
| " | 環境部長 | 酒井英之 |
| " | 建設部長 | 杉山彦二 |

顧問

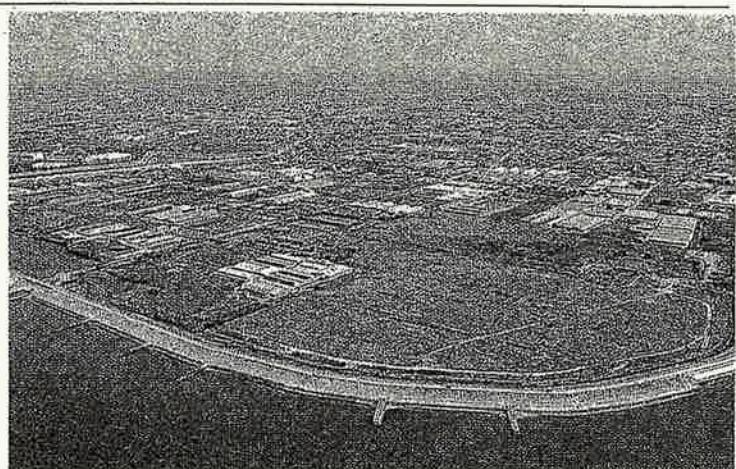
| 所属 | 氏名 |
|-------------------------|------|
| 大同大学 情報学部総合情報学科教授 | 大東憲二 |
| 豊橋技術科学大学 環境・生命工学系准教授 | 後藤尚弘 |

平成 26 年度一色地区産業廃棄物最終処分場
跡地問題協議会検討部会 部会員名簿

| 部 会 員 | | 備 考 |
|--------------|-------|-----|
| 企画部 企画政策課長 | 近藤 芳英 | |
| 総務部 資産経営課長 | 宮地 将人 | |
| 総務部 税務課長 | 小山 雅之 | |
| 危機管理局 危機管理課長 | 荒川 達彦 | |
| 地域振興部 一色支所長 | 三矢 英之 | |
| 産業部 企業誘致課長 | 尾崎 健治 | |
| 産業部 農林水産課長 | 吉崎 敏 | |
| 環境部 環境保全課長 | 犬塚 篤志 | |
| 環境部 ごみ減量課長 | 大西 敏一 | |
| 建設部 土木課長 | 市川 光 | |
| | 藤井 浩 | |
| 建設部 河川港湾課長 | 谷 広孝 | |
| 建設部 都市計画課長 | 松崎 勝 | |
| 建設部 建築課長 | 渡邊 之稔 | |
| | 市川 至 | |

愛知県西尾市が県内最大規模となる産業廃棄物最終処分場を、同市一色町生田の沿岸部に誘致していることが分かった。既に三重県の産廃業者から提案を受けている。計画地には別業者の処分場跡地があり、土壤汚染が心配されている。新たに誘致する業者に土壤などの無害化やその費用を任せることで、地元の理解も鍵となりそうだ。

計画によると、埋め立て面積は五十三㌶で、容量はナゴヤドーム六杯分の最大一千万立方㍍。燃え殻や汚泥、廃プラスチック類などの産受け入れ、埋め立て期処分場を着工する。市によると、最大の見込みだ。早ければ誘致目的は予定地内の



海沿いの広大な産廃処分場予定地=愛知県西尾市一色町生田で、本社へり「あさづる」から(加藤晃撮影)

西尾に産廃処分場構想

県内最大規模 埋め立て50年



発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

www.pamouna.jp ▶ カタログプレゼント中
パモウナ
家具・インテリア

スマホで便利
中日新聞プラス
chuplus.jp

中日新聞プラス

検索

登録のお問い合わせは
0120-664411

CHUNICHI Web
www.chunichi.co.jp

中日新聞購読申し込みは
0120-454010

破れた場合、環境への影響がある。合併前の旧一色町時代から問題とされていたが、再処理費用は三百一四百億円と試算され難題となっていた。神原康正市長は「莫大な市費を投入せず、産廃跡地問題を先送りしない最善策を目指した。許可権者の県と連携して慎重に計画を見極め、有効であれば三河湾の環境維持のため市民の理解を求めてい」と話している。



平成26年3月4日

西尾市長 榊原 康正 殿

西尾市一色地区の産業廃棄物最終処分場の建設に反対する要望書

現在、西尾市一色町生田地内において株式会社ケー・イー・シーによる、産業廃棄物最終処分場(管理型)の建設設計画が進んでいます。新聞報道によれば、埋め立て面積53ヘクタール、埋め立て容量1000万m³、年間30万トンを受け入れ、埋め立て期間は40～50年に及ぶ県下最大規模になるとのことです。

計画されている予定地は海域に面しています。全国でも有数の漁獲高を誇る三河湾の海は、あさり、海苔養殖などが盛んであり、特にあさりは全国シェアの3分の1を占めるなど、愛知の重要な産業となっています。また、内水面漁業としてウナギ養殖も盛んで、愛知県は鹿児島県に次いで全国2位の漁獲高を誇っている主要な産業となっています。

しかしながら、この地域に巨大な産業廃棄物最終処分場が建設されることになれば、風評被害をはじめ、水産業への壊滅的な打撃を受けることは間違ひありません。

西尾市は合併して、海、川、山を擁し豊かな自然環境に恵まれた市になりましたが、産業廃棄物最終処分場の建設により、市のイメージ、市民の健康、生活への影響も懸念されます。

海の環境を守り、地域の漁業振興と、消費者が安心して口にできる魚介類の流通のため、三河湾の果たすべき役割は限りなく大きいと考えます。

愛知県漁業協同組合連合会西三河支部(一色うなぎ漁業協同組合 含む)は、三河の漁業を壊滅させ、将来に渡り不安を抱き続けることとなる産業廃棄物最終処分場の新たな建設設計画については、断固反対であり、絶対に認めることはできません。

よって、西尾市におかれましては、愛知県に対して本建設設計画に許可を与えることのないように強く働きかけて頂きますとともに、同地区内の産業廃棄物処分場跡地問題に対して、愛知県や各関係者と協力し円滑に解決する為に、格段の努力をされることを強く要望致します。

以上





愛知県漁業協同組合連合会西三河支部

支部長

黒田 勝春



衣崎漁業協同組合

大浜漁業協同組合

代表理事組合長

角谷 茂



吉田漁業協同組合

西三河漁業協同組合

表理事組合長

稻垣 芳樹



幡豆漁業協同組合

西三河漁業協同組合

西尾支所長

藤村 實



東幡豆漁業協同組合

西三河漁業協同組合

栄生支所長

中根 静夫



一色うなぎ漁業協同組合

西三河漁業協同組合

一色支所長

稻垣 芳樹



代表理事組合長

石川 金男



西三河漁業協同組合

佐久島支所長

石井 政夫



西三河漁業協同組合

吉良支所長

杉岡 正男



西尾市長
榎原 康正様



要 望 書

平素より、住民の暮らしの安全、地域環境の整備にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

以前より放置されている、西尾市一色町生田地内の産業廃棄物処分場（以下、処分場跡地）周囲において、昨年秋、県下最大とも言われる産業廃棄物処分場の建設設計画が新聞報道され、住民は戸惑いと不安の日々を過ごしています。

処分場跡地の汚染処理対策として、新設産業廃棄物処分場の計画が、民間業者より示された事を聞き、処分場の規模、汚染対策、搬入車両による幹線道路の構造、騒音・振動、他方面における風評被害等、懸念するばかりです。

私たち住民は、新設産業廃棄物処分場の建設は断固として受け入れできません。この処分場跡地問題について、市長が申されました「後世に残すことのできない重大な問題」その思いは全く私共同感であり、処分場跡地対策に向け、市長におかれましては、下記の事項について特段のご配慮を賜りたく要望致します。

記

- 1、新設産業廃棄物処分場の建設：反対。
- 2、愛知県、西尾市及び住民・漁業その他関係者を交え、緊密な連携協議の検討。
- 3、処分場跡地の周囲及び地下の水質・土質等調査の実施。
(現状把握)
- 4、処分場跡地を止水鋼矢板により埋設区画し、上部防水シートの布設（案）
その他技能有識者の知識経験を募り、汚染防止対策の実施案を検討。
(汚染防止対策)
- 5、処分場跡地の水処理施設の再稼働による浄化、及び土留等周辺整備の検討。
(維持管理)

以上、処分場跡地対策その解決に向け、今後も連携協力してゆく所存であります。何卒宜しくお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月 26 日

一色地区町内会長連絡協議会
会長 田中 敏治



意見書第1号

新たな産業廃棄物最終処分場等の建設反対及び跡地問題の解決協力を求める意見書

本議会は、地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年6月26日提出

提出者 経済建設常任委員会委員長

(提案理由) 市民の生活環境や健康を守る立場から、西尾市一色町生田地内の新たな産業廃棄物最終処分場等の建設について、許認可権者である県に対し、当該事業を許可しないことを求めるとともに、同地内跡地における汚水の場外流出防止措置及び(仮称)跡地問題対策協議会の主体的な設置を求めるため。



新たな産業廃棄物最終処分場等の建設反対及び跡地問題の解決協力を求める意見書

西尾市一色町生田地内には、民間業者により設置され、管理が不十分なまま放置されている、産業廃棄物最終処分場の跡地があります。

現在、この跡地問題解決に向けて、西尾市は最善の策を講じるよう努めているところですが、その一方で、民間業者による新たな産業廃棄物最終処分場（管理型）及び中間処理施設等の関連施設建設に向けた、同地の土地買収が進められています。

この計画は、敷地面積が約53ヘクタール、埋め立て容量は約1,000万立方メートル、年間30万トンを受け入れ、埋め立て期間は40年から50年に及ぶ県下最大規模になることであり、周辺住民をはじめ、多くの市民が安全・安心な生活と健康を脅かされることに不安を抱えています。

また、計画されている予定地は、三河湾に面した清浄な空気と水に恵まれた豊かな自然環境を有しており、全国有数の生産量を誇る養殖うなぎをはじめ、西尾市、ひいては、愛知県の産業を支える、あさりや海苔などの水産物の唯一無二の漁場です。こうした地に、新たな産業廃棄物最終処分場等が建設されることになれば、水産業のみならず、農業や西尾市特産の茶業などへの風評被害による影響は計り知れません。

さらに、同地内と水路をはさんだ対岸には、中学校が立地しており、中間処理施設のばい煙による公害や、運搬車の往来による交通災害のおそれがあるだけでなく、騒音による子どもたちの教育環境にも影響を及ぼすことは言うまでもありません。

以上のことから、同地内における産業廃棄物最終処分場の跡地をはるかに超える大規模な産業廃棄物最終処分場はじめ関連施設を建設することは、善良な西尾市民の安全・安心な生活を望む気持ちを根底から覆すものであります。

また、同地内の産業廃棄物最終処分場跡地問題についても、地域住民や地元産業関係者にとって、その解決は悲願であります。

よって、本市議会は、市民の生活環境や健康を守る立場から、新たな産業廃棄物最終処分場等の建設に反対し、許認可権者である愛知県におかれましては、事業を許可しないことを求めるとともに、同地内の跡地における汚水の場外流出を未然に防ぐ措置を講じた上で、西尾市や西尾市民、漁業関係者、専門家などで構成する（仮称）跡地問題対策協議会を、県が主体となって設置していくだくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年 月 日

西尾市議会

愛知県知事様

写

西議第58号
平成26年5月14日

西尾市長 柳原康正様

西尾市議會議長 小林敏秋



決議書の送付について

平成26年西尾市議会5月臨時会（平成26年5月14日）において、別紙のとおり議決しましたので、送付します。





新たな産業廃棄物最終処分場及び関連施設建設に反対する決議

現在、西尾市一色町生田地内において、新たな産業廃棄物最終処分場（管理型）及び関連施設の建設に向けた、民間業者による用地買収が進められている。

今回予定されている計画は、同地区の産業廃棄物最終処分場跡地面積の3倍を超える約53ヘクタールの敷地で、容量は10倍を超える約1,000万立方メートル、受入期間は約50年とも言われており、風評被害による産業・観光面への影響が懸念されるほか、悪臭や騒音、自然環境の破壊など、市民の健康や生活だけでなく、次代を担う子どもたちの教育や安全をも脅かすものであり、特に周辺地域に暮らす市民にとって^{えんき}は厭忌の情を抱かずにはいられないものである。現に、地元の町内会代表者や漁業関係団体からは、計画に対する反対の意思表示がされている。

また、この建設予定地には、旧一色町時代に、民間業者により設置され、十分な管理もされないまま放置されている産業廃棄物最終処分場跡地が含まれるが、愛知県が毎年実施している同地区の産業廃棄物最終処分場跡地周辺での水質調査結果では、特に問題がないという報告を西尾市が受けていることから、同跡地の問題解決の手法として民間業者が進めている新たな産業廃棄物最終処分場（管理型）及び関連施設の建設計画は、現時点では必要ないと考える。

無論、西尾市議会は、産業廃棄物最終処分場跡地問題の解決についても、先送りするのではなく、国、愛知県、西尾市とともに、様々な可能性を模索し、将来に禍根を残さぬよう、最良の方策で三河湾の水質保全に努める覚悟であることは言うまでもない。

よって、西尾市議会は、新たな産業廃棄物最終処分場（管理型）及び関連施設の建設について、強く反対を表明する。

以上、決議する。

平成26年5月14日

西尾市議会

産業廃棄物跡地問題の地域説明会の要望について

平成26年4月28日
環境部 環境保全課

西尾市一色町生田地内の放置された産業廃棄物最終処分場跡地については、昨年9月以降の新聞報道により、市民の皆さんも不安に感じていることと思います。

市では、市民の声を広く聴くとともに、産業廃棄物跡地問題に関する正しい理解と認識を深めるため、地域の要望により下記のとおり説明会を開催します。

なお、説明会につきましては、原則、跡地問題に係る説明であり、現在業者が進めようとする新規処分場の賛否を問うものではありませんので、予めご承知いただきたいと思います。

記

地域説明会の手続き

1 説明会の対象

市内小学校区を単位として実施します。

説明会対象者は、小学校区の正副町内会長及び役員とします。

2 申込者

小学校区内の代表町内会長

3 申込方法

- ① 申込方法 … ・電話、Fax またはEメールでお申込みください。
・様式は任意とします。

- ② 申込内容 … 参加人数、開催場所、開催日時をお知らせください。
※ 開催日時につきましては、平日、土日を問わず、午前10時から午後9時までの間でお願いします。

- ③ 申込期限 … 原則説明会開催日の10日前とします。

- ④ 申込先 … 環境部環境保全課
・電話 34-8111
・Fax 34-8115
・E-mail kankyo-h@city.nishio.lg.jp

環境省>廃棄物・リサイクル対策部>不法投棄対策関連

産廃特措法に基づく特定支障除去等事業について

| | 都道府県等名 | 事業名 | 実施計画に対する環境大臣の同意時期 | リンク先 |
|---|--------|---------------|--------------------------|--------------------------------|
| | | | 実施計画の変更に対する環境大臣の同意時期 | |
| 1 | 香川県 | 豊島不法投棄事業 | H15.12.9 | [香川県庁HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| | | | H25.1.25 ** | |
| 2 | 青森県 | 青森・岩手県境不法投棄事業 | H16.1.21 | [青森県庁HPへのリンク] [岩手県庁HPへのリンク] |
| | 岩手県 | | H25.3.26 *** | [報道発表資料へのリンク] |
| 3 | 山梨県 | 山梨県須玉町事業 | H16.8.30 【H18.3.31完了】 | [山梨県庁HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| 4 | 秋田県 | 秋田県能代市事業 | H17.1.21 | [秋田県庁HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| | | | H25.3.26 | |
| 5 | 三重県 | 三重県桑名市事業 | H17.3.31 【H20.4.30完了】 | [三重県庁HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| 6 | 新潟県 | 新潟県上越市事業 | H17.4.14 【H18.4.10完了】 | [報道発表資料へのリンク] |
| 7 | 福井県 | 福井県敦賀市事業 | H18.3.23 | [福井県庁HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| | | | H25.3.26 | |
| 8 | 宮城県 | 宮城県村田町事業 | H19.3.26 | [宮城県庁HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| | | | H25.3.26 | |
| 9 | 横浜市 | 横浜市戸塚区事業 | H20.2.15 | [横浜市HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| | | | H25.3.26 | |

| | | | | |
|----|-----|-------------------------------|--------------------------|---|
| 10 | 岐阜市 | 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案 | H20.3.25 【H25.3.31完了】 | [岐阜市HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| 11 | 新潟市 | 新潟市旧巻町産業廃棄物不法投棄事案 | H20.8.8 【H21.11.24完了】 | [新潟市HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| 12 | 福岡県 | 福岡県宮若市(旧若宮町)における産業廃棄物不法投棄等事案 | H21.3.30 【H25.3.31完了】 | [福岡県HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| 13 | 三重県 | 三重県桑名市五反田地内不法投棄事案 | H23.3.18 | [三重県HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| | | | H25.3.26 | |
| 14 | 三重県 | 三重県四日市市内山町地内不適正処理事案 | H24.6.7 | [三重県HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| | | | H25.3.26 | |
| 15 | 滋賀県 | 滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場不適正処分事案 | H24.6.7 | [滋賀県HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| | | | H25.3.26 | |
| 16 | 三重県 | 三重県桑名市源十郎新田地内産業廃棄物不法投棄事案 | H25.4.9 | [三重県HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| 17 | 三重県 | 三重県四日市市大矢知町・平津町地内産業廃棄物不適正処理事案 | H25.4.9 | [三重県HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |
| 18 | 松山市 | 松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案 | H25.4.9 | [松山市HPへのリンク] [報道発表資料へのリンク] |

*平成21年3月19日及び平成23年6月2日に、豊島不法投棄事案の香川県実施計画の変更同意を行っている。

**平成19年3月26日に、青森・岩手県境不法投棄事案の青森県実施計画の変更同意を行っている。

[ページのトップへ](#)

1 廃棄物とは

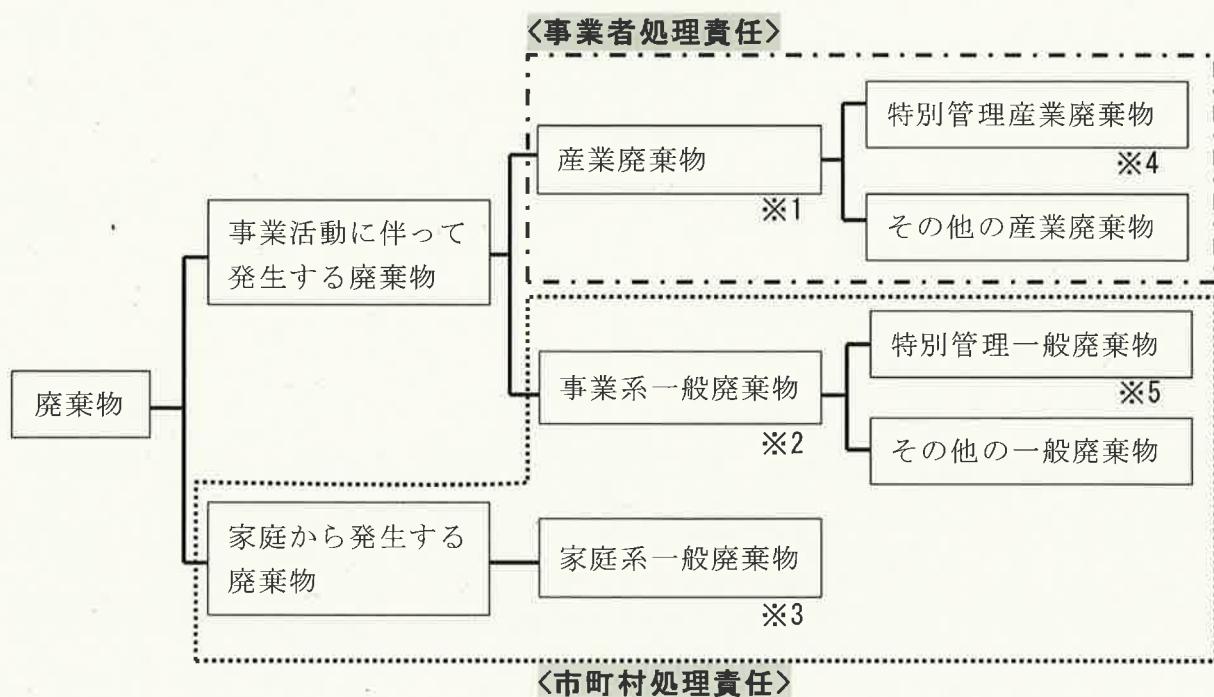
「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のものと定義されている。

2 廃棄物の分類

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類される。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた廃棄物をいい、それ以外の廃棄物が一般廃棄物とされている。

事業者は、事業活動に伴って生じたすべての廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物）を事業者自らの責任において処理するか、許可を受けた処理業者に処理（収集運搬、処分）を委託することとなる。



※1 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類と、輸入された廃棄物をいう。

※2 事業系一般廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のものをいう。

※3 家庭系一般廃棄物：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

※4 特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃油（燃焼しやすいもの）、廃酸・廃アルカリ（著しい腐食性を有するもの）、感染性産業廃

棄物、特定有害産業廃棄物（有害な廃油や水銀、ダイオキシン類を基準以上含むもの）をいう。

※5 特別管理一般廃棄物：人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、感染性一般廃棄物、ごみ処理施設から生じたばいじん、燃え殻等をいう。

3 産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次の20種類と「輸入された廃棄物」。

| 区分 | 種類 | 具体例 |
|---------------|-------------------------|--|
| あらゆる事業活動に伴うもの | 1 燃え殻 | 石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ |
| | 2 汚泥 | 排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、キラなど |
| | 3 廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、タールピッチなど |
| | 4 廃酸 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸、廃ホルマリンなどすべての酸性廃液 |
| | 5 廃アルカリ | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液 |
| | 6 廃プラスチック | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）などすべての合成高分子系化合物、石綿を含むPタイル |
| | 7 ゴムくず | 天然ゴムくずなど |
| | 8 金属くず | 鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、ドライ粉、溶接かすなど |
| | 9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず（工作物でないもの）、陶磁器くず（石綿を含む石膏ボード等）など |
| | 10 鉱さい | 鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど |
| | 11 がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、石綿を含むコンクリートの破片、その他これに類する不要物 |
| | 12 ダスト類 | 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの |

| 区分 | 種類 | 具体例 |
|--------------|-------------|--|
| 特定の事業活動に伴うもの | 13 紙くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びにP C Bが塗布され又は染み込んだもの |
| | 14 木くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）（注）に係る木くず並びにP C Bが染み込んだもの |
| | 15 繊維くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びにP C Bが染み込んだもの |
| | 16 動植物性残さ | 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど |
| | 17 動物系固形不要物 | と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物 |
| | 18 家畜のふん尿 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿 |
| | 19 家畜の死体 | 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体 |
| | 20 13号廃棄物 | 1から19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固化物など） |

4 廃棄物処理法に基づく役割

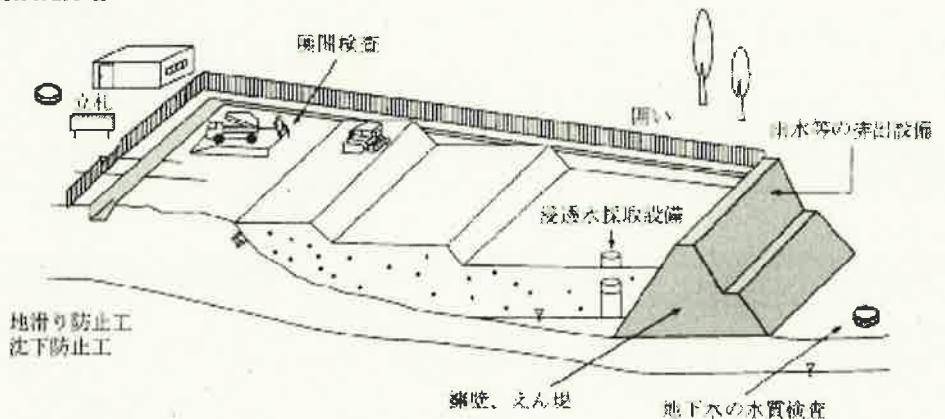
| 廃棄物の種類 | 廃棄物 | | |
|---------------------------------|--|---|---|
| | 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等) | 産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等 | |
| 国民の責務 | 廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。 | | |
| 国の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準、委託基準、施設基準の設定 ・技術開発 | | |
| 廃棄物処理に係る主要な規制 (市町村及び都道府県の役割) | <p>市町村長</p> <p>処理責任 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・一般廃棄物処理基準に従い、一般廃棄物の処理を行う <p>→ 許可 報告徴収 立入検査 改善命令 措置命令など</p> | <p>排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 <p>← 報告徴収 立入検査 改善命令 措置命令など</p> | <p>都道府県知事</p> |
| | <p>一般廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準の遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 | <p>産業廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 | <p>← 許可 報告徴収 立入検査 改善命令 措置命令など</p> |
| | <p>一般廃棄物 処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置等の許可を受けなければならない | <p>産業廃棄物 処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置等の許可を受けなければならない | <p>← 許可 報告徴収 立入検査 改善命令 措置命令など</p> |

5 最終処分場の構造

【安定型最終処分場】

| 埋立対象物 | 処分場の主な構造 |
|--|-----------------------------|
| 廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、金属くず、がれき類、ゴムくずなどで性状が安定しているもの | 囲い、立て札、観測井戸、浸透水採取施設、展開検査場 等 |

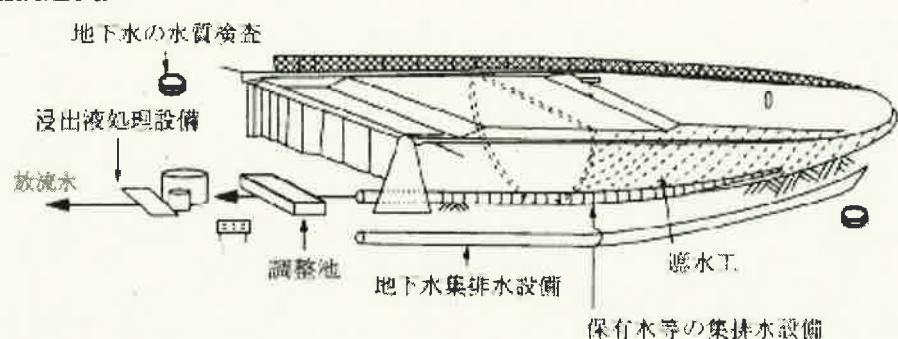
安定型最終処分場



【管理型最終処分場】

| 埋立対象物 | 処分場の主な構造 |
|---------------------------------------|---|
| 燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん 等 | 安定型処分場の構造のほか、遮水工、保有水等集水設備、調整池、浸出液処理設備 等 |

管理型最終処分場



【遮断型最終処分場】

| 埋立対象物 | 処分場の主な構造 |
|----------|------------------------------|
| 有害な産業廃棄物 | 安定型処分場の構造のほか、外周仕切設備、内部仕切設備 等 |

遮断型最終処分場

